

介護ウェブ2020 推進ニュース

★ 介護給付費分科会報告（2020年7月8日）

7月8日、第179回介護給付費分科会（オンライン会議）が開催され、2021年度介護報酬改定に向けた3回目の審議が行われました。今回は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」「特定施設入居者生活介護」について意見交換が行われました。本号では「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「小規模多機能型居宅介護」について紹介します。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」では限られた介護人材を有効活用しながら効率的なサービスを実施することについて論点を示しました。「夜間対応型訪問介護」では給付実績等を踏まえたサービスの在り方や定期巡回・随時対応型訪問介護看護との整合性について論点を示しました。「小規模多機能型居宅介護」では人材不足について、過疎地域等において登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置をすることについて論点を示しました。

参加委員発言（一部抜粋）

○ 石田 路子氏（NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事）

夜間対応型訪問介護の数が減少している。新たに創設した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に組み込まれているからである。夜間対応型訪問介護のメリットを調査し、利用したいというニーズに答えていくべきである。小規模多機能型居宅介護は人手不足で経営が難しい。実態を調査して経営が成り立つ仕組み作りや事業の維持・拡大の検討が必要である。

○ 濱田 和則氏（一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長）

訪問、通所、地域密着系の介護保険サービスが代替的な形態を含めて、可能な限り不足なく確保できる体制が重要である。夜間対応型訪問介護についても早急に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に移行できるような方策があると利用者も安心され、経営も安定する可能性がある。在宅介護を支援するショートステイの確保ができるとよいが、繁忙期など確保が困難な場合もある。小規模多機能型居宅介護の緊急時短期入所利用も含めて柔軟な対応の検討が必要である。

○ 今井 準幸氏（民間介護事業推進委員会代表委員）

小規模多機能型居宅介護は病院から退院した利用者のサービスの受け皿となっている。小規模多機能型居宅介護で配置されている介護支援専門員についても地域の介護支援専門員と同様の入院時情報連携加算などの評価した仕組みを作れば、地域や小規模多機能型居宅介護の役割が増やせると考える。

※ 第179回介護給付費分科会資料 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12239.html)

★ 「緊急アンケート」に寄せられた国への要望を紹介します

- ・衛生用品や防護具が充分に手配できるように納品されること、その費用に対する補助をお願いします。（富山）
- ・重症化リスクの高い高齢者に対するコロナ対策が現場任せになっている。具体的な予防策を介護現場にも徹底してほしい。感染予防対策チームが各事業所に指導するくらいのことがなければ、今後も責任を持って介護サービスを提供することはできない。（神奈川）

お問い合わせ先 介護ウェブ推進本部

TEL:03-5842-6451

E-mail:min-kaigo@min-iren.gr.jp

全日本民医連事務局:高梨/山川